

## ■ 歩道の設置については、地域の状況に合わせて道路管理者が判断

### <道路構造令>

**道路構造令の歩道に関する規定（第11条）** 地域特性に応じた歩行者空間確保のための規定

項目	基本となる規定	特例規定
都市部の道路 歩行者交通量が多い地方部の道路 (第11条第1項)	両側に設置	やむを得ない場合は、左記の限りでない
上記以外の地方部の道路 (第11条第2項)	必要がある場合に設置	やむを得ない場合は、左記の限りでない

※歩行者交通量が「多い」、「少ない」は道路管理者の判断

### <設置状況>

補助事業箇所のうち34%は歩道を設置していない。

	歩道なし	片側のみ	両側設置
割合	34%	37%	30%

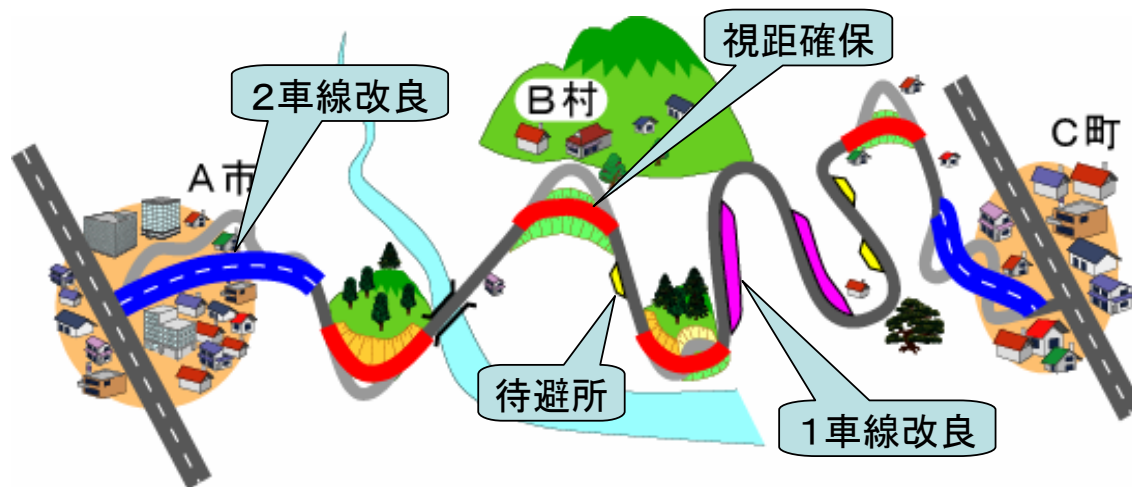
※地方道改築事業(補助事業、交付金事業)の箇所数の割合(H18)

# 弾力的な運用例②（1.5車線の道路整備）

■ 全てを2車線での整備ではなく、1車線や待避所設置等と組み合わせた整備が可能

## <道路構造令>

項目	基本となる規定	特例規定
道路の区分 (第3条第1項、第2項)	当該道路の存する地域や道路の種類および交通量により、定められた種級に区分する  【3種4級:2車線以上】	やむを得ない場合、該当する級の1級下の級に区分できる  【3種5級:1車線】
小区間改築 (第38条)		隣接する区間が所定の規定によらない場合の小区間改築は、所定の規定によらなくてもよい(中央帯や歩道の幅員、曲線半径、横断勾配等)



## <取組の経緯>

OH14に概念や対象道路、事業計画策定等の考え方をとりまとめて通知

OH19年度では、34道府県で実施

【1.5車線の道路整備のイメージ】

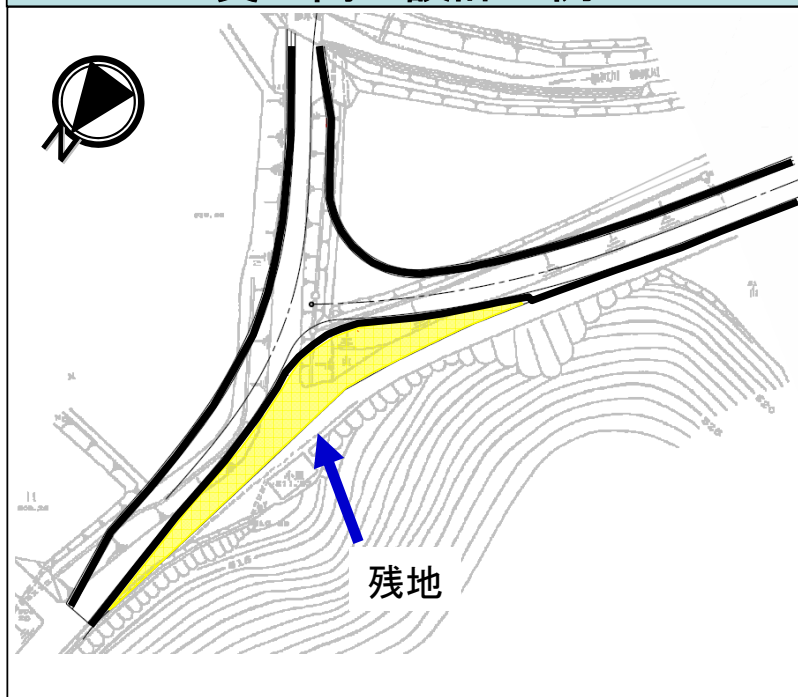
# 弾力的な運用例③（曲線半径：A市における事例）

地方分権改革推進委員会提出資料より

## 道路構造令の適用

市道の交差点及びその付近の道路部分を改築する場合、道路構造令により画一的な制約があるため、山間部における市道の交差点であっても過大な設計を余儀なくされ、交通量が少ない交差点としては不釣り合いなものとなっている。

## 質の高い設計の例



現道を極力有効活用した線形を採用し、道路構造令の最小値(曲線半径15m)を適用(赤線)



- 構造令の範囲内で残地を最小とする設計は可能
- 質の高いものとするのかは道路管理者の判断